

令和5年4月28日

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	片倉章博
同	金子修一

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和4年度の財務監査

土木部 下水道経営課（企業会計分） 下水道整備課（企業会計分）

#### 2 監査の実施期間

令和5年2月8日から3月24日まで

#### 3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

##### 監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務  
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

#### 4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

##### 土木部

- （1）下水道経営課 下水道整備課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・有形固定資産の管理状況については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
撫子原ポンプ場	①管理棟屋根 目地材の劣化、フロアのひび割れ、トップライトのモルタル剥がれ、パラペットにクラックあり ②管理棟外壁 複数個所にクラック及び錆汁、サッシ廻りシーリング材の劣化、扉下部の腐食あり ③管理棟電気室 北側扉付近にシミ、壁・床複数個所にクラックあり ④管理棟エンジン室 床にクラックあり ⑤除塵機棟屋根 目地材の劣化及び浮き、床ひび割れあり ⑥除塵機棟外壁 東側角モルタル剥がれ、窓シーリング材の劣化あり ⑦除塵機棟内装 東側壁にクラックあり

以 上